

静岡県教育委員会訓令甲第4号

本 庁
各 教 育 事 務 所
各 教 育 機 関
各 県 立 学 校

静岡県教育委員会文書管理規程（平成13年静岡県教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月29日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 <u>公印</u>（第15条—第26条）</p> <p>第4章・第5章（略）</p> <p>附則</p> <p>（押印）</p> <p>第14条 施行する<u>文書</u>のうち、次に掲げる<u>文書</u>に限って公印を押印するものとし、これら以外の<u>文書</u>への押印は省略するものとする。</p> <p>ただし、第2号から第4号までに掲げる<u>文書</u>のうち、<u>形式的などの理由により</u>、文書管理者が押印が不要であると判断したものについては、省略できるものとする。</p> <p>(1) 法令等の規定により公印を押印する必要がある<u>文書</u></p> <p>(2) 県又は相手方の権利義務又は法的地位に影響を及ぼす<u>文書</u></p> <p>(3) 事実証明に関する<u>文書</u>その他特に信用力を付与する必要がある<u>文書</u></p> <p>(4) その他、特に公印を<u>押印する</u>ことが必要であると認められる<u>文書</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 <u>公印等</u>（第15条—<u>第26条の2</u>）</p> <p>第4章・第5章（略）</p> <p>附則</p> <p>（押印又は電子署名）</p> <p>第14条 施行する<u>文書等</u>のうち、次に掲げる<u>文書等</u>に限って公印を押印し、又は電子署名（<u>総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に規定する電子署名をいう。以下同じ。</u>）を行うものとし、これら以外の<u>文書等</u>への押印<u>又は電子署名</u>は省略するものとする。</p> <p>ただし、第2号から第4号までに掲げる<u>文書等</u>のうち、文書管理者が押印<u>又は電子署名の実施</u>が不要であると判断したものについては、省略できるものとする。</p> <p>(1) 法令等の規定により公印を押印<u>又は電子署名を実施</u>する必要がある<u>文書等</u></p> <p>(2) 県又は相手方の権利義務又は法的地位に影響を及ぼす<u>文書等</u></p> <p>(3) 事実証明に関する<u>文書等</u>その他特に信用力を付与する必要がある<u>文書等</u></p> <p>(4) その他、特に公印の<u>押印又は電子署名の実施</u>が必要であると認められる<u>文書等</u></p>

第3章 公印

(公印の印影の刷り込み)

第26条 (略)

第4章 文書等の処理

第1節 本庁

第1款 文書等の收受及び配布

(文書等の受領及び配布)

第27条 (略)

第3章 公印等

(公印の印影の刷り込み)

第26条 (略)

(電子署名)

第26条の2 電子署名の実施の方法その他必要な事項は、知事直轄組織デジタル戦略局デジタル戦略課長及び文書課長又は教育総務課長が別に定める。

第4章 文書等の処理

第1節 本庁

第1款 文書等の收受及び配布

(文書等の受領及び配布)

第27条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和5年10月1日から施行する。